

2016.6

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

震災に便乗した悪質商法にご注意！

【事例 1】

自宅に訪問してきた業者から「地震で瓦がずれているかもしれない。無料で点検する」と言われた。点検の結果、「このままでは雨漏りする。すぐに修理した方がよい」と言われ、慌てて契約したら高額な工事代金を請求された。



【事例 2】

ボランティア団体を名乗る人から「地震の被災地への義援金を集めている」という電話がかかってきた。

【アドバイス】

事例 1 の場合のように、不安をあまりすぐに契約を迫る業者には注意が必要です。修繕工事をする際は、できるだけ複数の業者から見積もりをとり、家族や周囲の人に相談するなど、十分に比較検討してください。

また事例 2 は、災害に便乗した詐欺の可能性もあります。義援金を送るときは、信頼できる団体を通して送るようにしてください。

今後も災害時の混乱や被災者を支援したいという気持ちに付け込んだ便乗商法の被害が広がる恐れがあります。おかしいと思ったら消費生活センターに相談を。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

2016.7

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

健康食品は薬ではありません

【事例】

たくさんの人が集まった会場で、高額な健康食品が紹介された。参加者の 1 人が「10 年間通院しても治らなかった持病が、この健康食品を 1 年間飲み続けたところ改善された」と体験談を発表した。そんなに効果があるならと購入した。

【アドバイス】

空き店舗などに人を集めて、巧みな話術で、高額な商品を売りつける「SF 商法」の口口です。高齢者の健康に対する不安な気持ちに付け込んだ「体験談商法」ともいえます。

健康食品は医薬品ではありません。効能や効果を強調して販売している場合、医薬品医療機器等法に違反している可能性があります。また、服用している薬との飲み合わせが悪いことも十分に考えられます。健康食品を取り入れる際は、まずかかりつけの医師に相談してみるのもよいでしょう。

また、契約してしまっても、未開封の商品などは返品できる可能性がありますので、あきらめずに早めに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（大和庁舎 1 階 ☎76・1004）まで。